平成２４年（フ）第２４７３号
横浜市戸塚区平戸１丁目21番18号
債務者　上田千鶴子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５０６号
横浜市南区蒔田町字山ノ根166番地６　田中荘202
債務者　稲嶺　盛保
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５１８号
横浜市南区睦町１丁目１番地17　スパシエカステール横浜吉野町306号
債務者　眞尾　千寿（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５３１号
神奈川県大和市中央林間西５丁目12番17号
債務者　倉根　誠
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５６５号
横浜市泉区白百合３丁目29番14号　カーサステラ104号
債務者　渡邉　大器
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６０１号
横浜市神奈川区片倉１丁目９番９号
債務者　吉崎　譲
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３２７号
東京都多摩市和田３丁目１番地９―507
債務者　小林　利光
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３７８号
東京都八王子市中野山王１丁目25番５号ローレルハイツ山王205号
債務者　井上　貴惠
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１９５号
釧路市昭和町３丁目７番５号
債務者　菊地　恵璋
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１９６号
釧路市昭和町３丁目７番５号
債務者　菊地由起子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２５９４号
横浜市神奈川区片倉１丁目13番21号　サーカス片倉104号
債務者　長谷川弘子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２５号
岡山市中区国富１丁目13番12号　ハナコーポ３号棟３Ｆ
債務者　平松　道博
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６５号
岡山市南区福富東２丁目36番27号
債務者　佐々木満明
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８１号
岡山市北区楢津666番地13
債務者　山邉　博章
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第８０号
茨城県神栖市波崎9326番地
破産者　礒野　孝利
1　主文　当裁判所が平成24年11月27日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「磯野　孝利」とあるのを「礒野　孝利」と更正する。
2　決定年月日　平成24年12月11日
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第８１号
茨城県神栖市波崎9326番地
破産者　礒野三惠子
1　主文　当裁判所が平成24年11月27日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「磯野三惠子」とあるのを「礒野三惠子」と更正する。
2　決定年月日　平成24年12月11日
水戸地方裁判所麻生支部